



小城市男女共同参画プラン **ダイジェスト版**

# さくらプラン

男女がともに認めあい、支えあい、  
希望あふれる小城市をめざして



## プラン策定の趣旨

家庭や地域・学校・職場などの様々な場において、女性と男性が対等な構成員とし、ともに喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、小城市が一体となって取り組むためこのプランを策定しました。

## プランの名称

桜（さくら）は市の木、花として制定されています。4月の入学・入園時に咲く花として晴れやかな気持ちで新たにスタートを切る計画として相応しく、しかも実桜は、花の次に実をつけ「さくらんぼ」として親しまれています。

「さくらんぼ」が、2つの実をつけ大きくなっていくところから、男女が共に手を携えていく様子が、また、たくさんの実をつけるところは、家族を表わします。小城市の男女共同参画が白い淡い色の花から、鮮やかな色をつけ、美しい実を結ぶことを願い、「さくらプラン」と名づけます。  
(市民からの公募による)

# プランの 体系図

## 基本目標

# ～男女がともに 認めあい、支えあい、 希望あふれる小城市をめざして～

性別にかかわらず男女が共に参画し、誰もがその能力を発揮し、個性に応じた生き方ができるよう、男女が共に慈しみあい、お互いの立場を理解し、認めあい、支えあう地域社会づくりが求められています。そのためには、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場でのコミュニケーションを図りながら、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、互いが協働して取り組むことが必要です。

### プランの 期間

2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間  
（社会経済情勢の変化等により必要に応じてプランを見直します。）

### 政 策

（基本目標実現のための方針）

#### I 誰もがわかりあうまちづくり

性別にこだわらず、その人の個性を尊重できる人権意識や男女共同参画の意識づくりを充実させることが重要です。

一人ひとりの個性や能力が十分に発揮され、自分らしくのびのびと生活できるように、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場において、すべての人が理解し合い、お互いを認めあえるまちづくりを進めていきます。

#### II 互いに支えあうまちづくり

生涯にわたる心と体の健康維持、人権に対する理解、家庭や職場などにある性別役割分業意識の見直し等に努め、男女が互いに協力しあいながら、生涯を通じて生きがいをもって様々な活動への参画や、多様な生き方ができるまちづくりを推進していきます。

#### III 共に創りあうまちづくり

市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図るため、地域活動における男女共同参画の促進など市民主体の取り組みに対する支援や、事業所等に対する労働・雇用における法制度の周知、市の政策や方針決定過程への参画などの取り組みを積極的に行い、共に創りあうまちづくりを進めていきます。

### 施 策

（政策を実現するための手段）

- ① 男女平等の意識啓発
- ② 家庭における男女共同参画の促進
- ③ 教育の場における男女共同参画の推進
- ④ 地域における男女共同参画の促進
- ⑤ 職場における男女共同参画の促進

- ① 子育て支援の充実
- ② 多様な形態の家庭への支援
- ③ あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備
- ④ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- ⑤ 生涯を通じた健康づくりの支援
- ⑥ 男性にとっての男女共同参画
- ⑦ 団塊世代の地域活動等への支援
- ⑧ 男女共同参画の視点での安全・安心のまちづくりの推進
- ⑨ 男女が共に働く環境整備の促進
- ⑩ 家族経営的な職業における男女共同参画の確立
- ⑪ 相談体制の充実と支援

- ① 地域活動における男女共同参画の促進
- ② 労働・雇用における法制度の周知
- ③ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ④ 市役所内推進体制の整備

### 推進のための指標

5年間でめざす  
指標です。

- 社会通年・慣習・しきたりなどにおける男女の平等感（男性のほうが優遇されていると感じている市民の割合）…………… 75%（現状値）
- 男女の家事平均時間の格差（平日）…………… 90分（現状値）
- 男女の家事平均時間の格差（休日）…………… 75分（現状値）

- 子育て支援する制度・施設の充実の満足度 …… 15%（現状値）
- 高齢者福祉・介護サービスに満足している市民割合
- 固定的性別役割分業意識の反対率 …………… 48%（現状値）
- 市内家族経営協定※1 締結数 …………… 48件（現状値）

- 審議会等委員女性参画率 …… 24%（現状値）⇒ 30%（目標値）
- 市内自治会※における女性役員の割合 …… 9%（現状値）
- 女性人材バンク登録者数 …………… 10人（現状値）

※区長・公民分館長・環境衛生推進員・住民スポーツ推進指導者・生産組合長・子どもクラブ育成会長



# 男女共同参画社会基本法

平成11年公布・施行

## (前文より一部抜粋)

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

## (第2条第1号)

### 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

## 男女共同参画の推進のあゆみ (年表)

年	国連の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1976年(S51)	「国際婦人の十年始まる」(1985年まで)	「育児休業法」施行「民法等の一部を改正する法律」(離婚後復氏制度)施行	
1977年(S52)		「国内行動計画」策定	長期総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1979年(S54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980年(S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名	
1985年(S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 婦人海外派遣「婦人の翼」開始
1986年(S61)		「男女雇用機会均等法」施行	
1987年(S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1990年(H2)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「さが女性プラン21」策定
1991年(H3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	
1992年(H4)		「育児休業等に関する法律」施行	
1993年(H5)	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行	「ふれ愛の翼」派遣開始
1995年(H7)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	佐賀県立女性センター(アバンセ)オープン
1996年(H8)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「さが女性プラン21(改訂版)」策定
1999年(H11)		「改正育児・介護休業法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000年(H12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」策定	
2001年(H13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 「佐賀県男女共同参画推進条例」施行
2002年(H14)			「佐賀県男女共同参画推進員」設置 佐賀県立女性センターを「配偶者暴力防止支援センター」に位置付ける
2003年(H15)		「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行	
2004年(H16)		「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「佐賀県DV総合対策会議」及び「佐賀県DV総合対策センター」設置
2005年(H17)	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」改定	
2006年(H18)			「佐賀県男女共同参画基本計画」改定 「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定
2007年(H19)		「改正男女雇用機会均等法」施行	「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」策定

## 政策 I

# 誰もがわかりあうまちづくり

## この政策のPoint

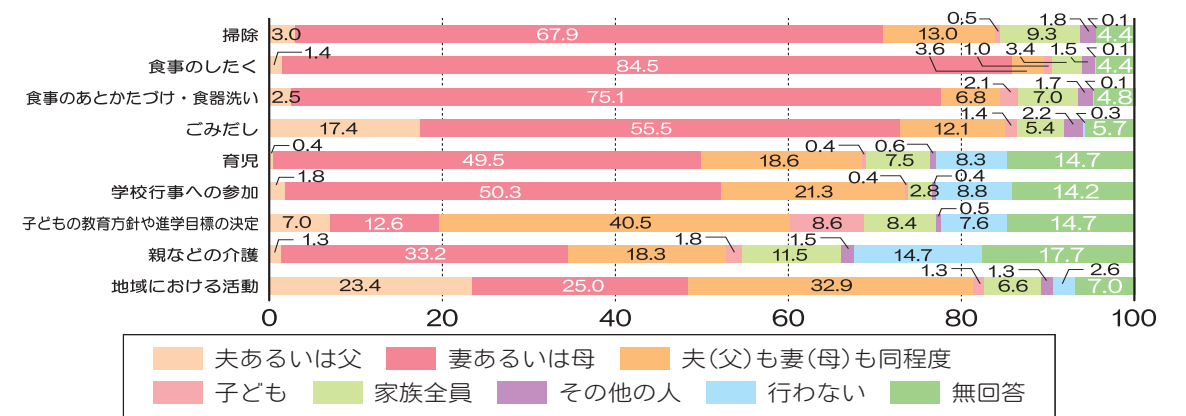
### 施策②

## 家庭における男女共同参画の促進

- ① 家族が共に感謝と思いやりで支えあう家庭生活の実践
- ② 家事・育児を男女がともに担う意識の高揚

平成17年度市民意識調査より

## 家庭内での役割分担 (市民)



女性は、家事・育児・介護など家庭内のどの項目にも関わっていますが、男性は内容によって関わる度合いが違います。特に食事に関することは女性が主に担っているのが現状です。

## 解決するために取り組む事業

- ① 家庭教育学級の開催
- ② パパ・ママ教室の実施
- ③ 家庭生活の役割分担に関する啓発の推進
- ④ 子育てに関する講座の開催
- ⑤ 子育てハンドブックの配布
- ⑥ 食育講座
- ⑦ 多様なライフスタイルを尊重する意識を育む啓発の推進

## あなたにはじめて欲しい一歩

～現状～



～解決するために～

男性だけじゃない！みんな頑張っているんだから、みんなで感謝と思いやりをもって一緒にやろう。



家事・育児は責任重大！ひとりにまかせきりにしないようにしたいね。

## 将来こーなっていたらいいなあ！

～結果～



社会通念・慣習・しきたりなどで男性のほうが優遇されていると感じている市民の割合が少なくなっている。



男女の家事等を行う時間の差が少なくなっている。

政策Ⅱ

# 互いに支えあうまちづくり

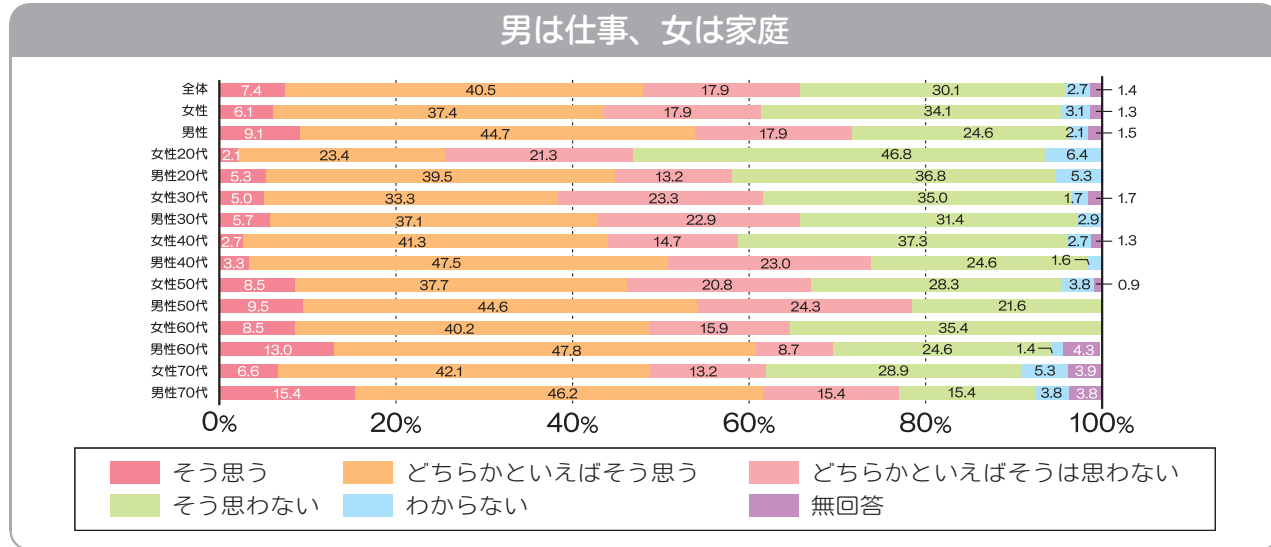
## この政策のPoint

### 施策⑥

#### 男性にとっての男女共同参画

- ① 男性の理解の促進
- ② 家庭、地域における男性の居場所づくり

平成17年度市民意識調査より



「男は仕事、女は家庭」という考え方について、そう思う女性は過半数に達していませんが、男性は過半数を超えています。

### 解決するために取り組む事業

- ① 男女共同参画に関するワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>の啓発
- ② 労働時間短縮の促進
- ③ 男性向け講座の充実
- ④ 男性の地域活動への参加促進
- ⑤ ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

### あなたにはじめて欲しい一歩

～現状～

～解決するために～



子育て支援する制度が会社の中でも十分活用されている。長時間労働も見直してみよう。



地域社会でも何かできることがあるはず！地域で話し合ってみよう。

### 将来こーなっていたらいいなあ！

～結果～



誰もが多様な生き方の選択ができ、職場・家庭・地域とバランスの取れたライフスタイルになっている。



男性も女性も地域で生き生きと活動できている。

政策Ⅲ

# 共に創りあうまちづくり

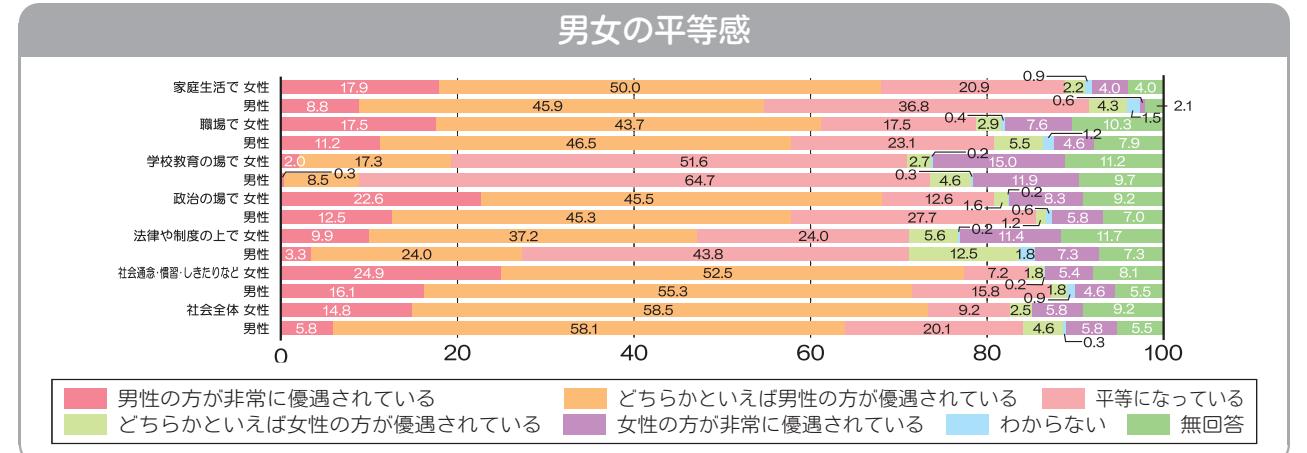
## この政策のPoint

### 施策①

#### 地域活動における男女共同参画の促進

- ① 伝統を生かした地域づくり
- ② まちづくりにおける男女共同参画の推進
- ③ CSO<sup>※3</sup>による男女共同参画推進のための取り組みの支援
- ④ モデル地区選定による男女共同参画の実践

平成17年度市民意識調査より



地域における差別に関しては、「職場」「家庭」に次いで多いと感じられています。地域活動を行っている女性は男性より多くなっているにもかかわらず、役職については男性が多いことも原因の一つかもしれません。

### 解決するために取り組む事業

- ① 親子体験農業教室（佐賀農業農村ふれあい運動）
- ② 地域活動における男女共同参画の推進
- ③ 農業団体育成事業
- ④ 食育<sup>※4</sup>講座等事業
- ⑤ 地域に伝わる祭等の参加促進
- ⑥ 市の補助金交付団体等への協力要請
- ⑦ 観光ボランティアの育成
- ⑧ 男女共同参画推進支援事業
- ⑨ 一斉清掃への参加促進
- ⑩ 環境保全活動に関する情報や学習機会の提供
- ⑪ 社会制度や慣行に関する調査
- ⑫ 男女共同参画の視点に立った自主的な活動の支援
- ⑬ 行政職員の地域活動への参加促進
- ⑭ CSO<sup>※3</sup>などとの連携強化
- ⑮ 市民活動拠点施設の運営・整備
- ⑯ 地域活動団体への支援
- ⑰ 市の広報媒体を利用した情報提供
- ⑱ 地域活動施設の整備

### あなたにはじめて欲しい一歩

～現状～

～解決するために～



市内自治会における女性役員の割合を増やす。



審議会等委員の女性参画率を増やす。

### 将来こーなっていたらいいなあ！

～結果～



いろいろな人が参画できる場がつけられている。



誰もが仕事だけではなく、家庭や地域での活動も楽しくやっている。

みんなが納得できるまちづくりを考え行動できている。



## ～ 用語解説 ～

- **※1 家族経営協定**：家族農業経営内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。(平成18年3月末現在 佐賀県内家族経営協定締結数 1,030世帯)
- **※2 ワーク・ライフ・バランス**：仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態。
- **※3 C S O**：Civil Society Organizations (市民社会組織) の略。NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称している。
- **※4 食育**：生きる上での基本となるものであり、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

### ■ アバンセ 佐賀県立女性センター

どんなに親しい間柄でも、暴力は犯罪です。困っていたら、気づいたら相談してください。

共通：電話  
(0952) 26-0018  
(直通)

#### 女性総合相談

DV被害、職場や地域での対人関係、夫婦間や子どものことについてなど、生き方にかかわる様々な悩みに答えます。

**相談日**：毎週火～土曜 9:00～21:00 日曜・祝日 9:00～16:30  
※毎月第3金曜の15:00～17:00は研修のため休み。  
電話相談・面談相談 (面談相談は事前に連絡してください)

#### こころの相談

臨床心理士が、心の悩みの相談に応じます。

**相談日**：原則として毎月第3土曜14:00～16:00  
面談相談 (予約が必ず必要です)

#### 法律相談

家族や夫婦、相続、財産などの問題について女性弁護士がアドバイスします。

**相談日**：原則として毎月第2木曜・第4水曜13:00～16:00  
面談相談 (予約が必ず必要です)

#### セクハラグループ相談

セクハラで悩んでいる方などを対象にしてグループ相談を実施します。

**相談日**：原則として5月～2月の毎月第3木曜19:00～21:00 面談相談

※申込・問合せ先 NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS 電話 0952-28-1492

### ■ 警察・法務局・弁護士会

#### 警察

緊急時は、110番または最寄の警察署へ (小城警察署0952-73-2281)  
警察相談室 (安全対策の相談窓口) 月～金曜 8:30～17:15  
電話 0952-26-9110

#### 法務局

・女性の人権ホットライン  
電話 0952-28-7220  
・子ども人権110番  
電話 0952-28-7110

#### 弁護士会

無料または有料の法律相談を行っています。  
佐賀県弁護士会 電話 0952-24-3411  
法律扶助協会佐賀県支部  
電話 0952-22-9520 (協会では、弁護士費用などの援助についての相談も受付けています)

### ■ 民間

#### 特定非活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS(ボイス)

月～金曜10:00～17:00  
水曜のみ13:00～17:00  
電話 0952-41-2535  
メール相談/  
voiss@f3.dion.ne.jp

### ■ 小城市

DV・家庭児童・子育て相談 教育委員会 こども課 (小城庁舎) … 月～金曜 8:30～17:15 電話 0952-73-8821  
教育に関する悩み相談 教育委員会 学校教育課 (小城庁舎) … 月～金曜 9:30～17:00 電話 0120-72-1021 (専用ダイヤル)  
人権相談 市民部 市民課 (小城庁舎) … 月～金曜 8:30～17:15 電話 0952-73-8800  
男女共同参画に関する相談 総務部 企画課 (牛津庁舎) … 月～金曜 8:30～17:15 電話 0952-63-8803  
※面談相談も随時行われております。詳しいことは小城市ホームページ <http://www.city.ogi.lg.jp/>  
市報おぎ (小城市民図書館でも閲覧できます。) または直接担当課にお尋ねください。

## 「さくらプラン」小城市男女共同参画プラン ダイジェスト版

発行・編集/小城市 総務部企画課 〒849-0302 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1100番地1

Tel 0952-63-8803 Fax 0952-63-8808 E-mail: kikaku@city.ogi.lg.jp